

地域医療情報発信等業務委託

業 務 仕 様 書

令和 7 年 4 月

岩手県保健福祉部医療政策室

この業務仕様書は、岩手県（以下「県」）が実施する地域医療情報発信等業務委託（以下「本業務」）の受託候補者の選定に関し、岩手県が契約する事業者（以下「受託者」）に要求する業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 目的

本県の限られた医療資源のもとで県民が生涯にわたって、適切な医療を受けられる体制を確保するため、県民に適正受診やかかりつけ医の普及等に関する啓発・情報発信を行う。

また、医師不足・偏在の解消に繋がる国レベルでの施策の実現を目指し、「地域医療基本法（仮称）」及び「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」の提言について、医療メディア等への広告掲載等による情報発信を行う。

### (2) 業務名称

地域医療情報発信等業務委託 一式

### (3) 業務内容

| 項目                       | 事業内容                 |
|--------------------------|----------------------|
| ア 「地域医療普及啓発事業」           | ・ 適正受診に係る情報発信        |
| イ 「地域医療基本法（仮称）」          | ・ 活動趣旨の紹介に係る情報発信     |
| ウ 「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」 | ・ 取組紹介の新聞広告（全国紙）等の掲載 |

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### (5) 委託料の上限額

5,940千円（税込）以内の額

※ ただし、項目アについては3,289千円（税込）以内、項目イ及びウについては合わせて2,651千円（税込）以内の額であること

## 2 業務の仕様に関する事項

### (1) 「地域医療普及啓発事業」

適正受診に係る情報発信

#### (ア) 概要

岩手県が令和4年度に制作した、かかりつけ医の重要性を県民に向けて伝える「岩手県適正受診啓発マンガ」等を活用し、テレビやインターネットを用いて、県民がかかりつけ医の重要性を認識するよう情報発信を行うこと。

#### (イ) 業務内容

- 県民に対して、「広報動画」を活用したテレビ、インターネットへの広告掲出を含む  
かかりつけ医の重要性を伝える情報発信の実施 等

(ウ) その他留意事項等

- 最終的な掲出内容及び掲出先については、受託者と県が協議の上選定する。

(2) 「地域医療基本法（仮称）」に関する情報発信

活動趣旨の紹介に係る情報発信

- ウェブ広告掲載等により、「地域医療基本法（仮称）」の必要性を全国的に訴求する情  
報発信を実施すること。
- 情報発信の方法、掲載時期等は、県と受託者側で調整の上決定する。

(3) 「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会（以下「知事の会」）」に関する情報発信

新聞(全国紙)等への意見広告の掲載

- 全国紙等に「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」の活動・提言等に関する  
意見広告を掲載すること。
- 意見広告の原稿は、県が作成する。
- 掲載媒体・掲載時期・掲載回数は、県と受託者側で調整の上決定する。

### 3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括し  
て第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託  
の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に  
対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手  
県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理  
由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と  
認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとる  
べきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要  
な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知  
しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に

関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

**(5) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

**(6) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。